

# 地方スポーツ政策における地方自治体とJリーグクラブの官民パートナーシップのガバナンスに関する一考察：制度による公式化を中心として

日下 知明（鹿屋体育大学）

A study on governance of public-private partnerships between local governments and J.League clubs in local sport policy: focus on formalisation by institutions

Tomoaki Kusaka (National Institute of Fitness and Sports in Kanoya)

## 【要旨】

本研究は、地方自治体とJリーグクラブのPPPは関係を公式化する制度によりどのようなように定められているのか、また制度により関係を公式化することは地方自治体にとってどのような機能や課題があるのかを明らかにすることを目的とした。本研究では、文献調査及び質問紙調査により収集したデータを用いた。

本研究の知見は、次の通りである。第1に、地方自治体とJリーグクラブのPPPを定める制度は複数の種類が存在する。これらの制度は、連携分野の射程、関係者の範囲、主体の役割を規定している。さらに、制度による公式化の在り方は、連携分野の射程や関係者の範囲によって複数のパターンに分けられる。第2に、制度によりPPPを公式的に定めることは、地方自治体の立場からみた場合に一定の機能を果たしている。地方自治体は、JリーグクラブとのPPPを公式化することで関係に安定性及び継続性を持たせ、関係する施策や事業の実効性を確保している。また、地方自治体は、関係する政策アクターを関係づけて地方スポーツ政策の政策ネットワークを構築している。さらに、地方自治体は、政策ネットワークの外に位置する政策アクターとの関係を構築し、政策ネットワークの射程の拡大を実現している場合もある。第3に、制度によりPPPを公式化することは、地方自治体にとってのガバナンス課題も抱えている。地方自治体は、政策ネットワークを構築することやパートナー間のバランス問題に配慮することが求められる。

## 【キーワード】

官民パートナーシップ、ガバナンス、制度、公式化

### I. 研究の背景及び目的

地域における公共政策の担い手は地方自治体であると考えられてきたが、公共政策を地方自治体が単独で担うことは困難となっている。地方自治体の財政逼迫や社会的ニーズの多様化などにより、地方自治体が単独で地域の公共的問題を解決していくことは難しくなっている（新川，2008；新川，2013；佐藤・前田，2017）。また、地方自治体のみが地域の公共的問題を解決する能力や資源を有しているわけではなく、地域の様々な民間主体も問題を解決するための能力や資源を有している。そこで、地域の公共的問題を解決するにあたり、地方自治体と民間主体が各々独立して取り組むのではなく、官民の主体が相互に連携・協働して官民パートナーシップ（public-private partnerships：以下、PPP）<sup>注1）</sup>や政策ネッ

トワーク<sup>注2)</sup>を作り上げることによって公共的問題の解決が目指されるようになってきた(新川, 2008).

公共的問題の解決に向けて官民の主体間で相互に連携・協働を図り, PPP や政策ネットワークを形成する動きは, 日本の地域におけるスポーツ政策においても取り組まれている. 例えば, スポーツ庁は, 地方自治体, スポーツ団体, スポーツ産業企業, 観光産業企業などにより構成される地域スポーツコミッションの形成に関わる事業や, 地域の福祉, 医療, 教育, スポーツといった障害者スポーツに関わる関係者の連携体制の構築を目指す「障害者スポーツ推進プロジェクト」などの事業を展開し, 地域レベルでの PPP や政策ネットワークの形成を促そうとしている. 現状を踏まえると, PPP や政策ネットワークの在り方を問うことは, 地方スポーツ政策を実現していく上での1つの論点であると考えられる.

地方スポーツ政策における PPP や政策ネットワークの在り方を問う上では, 公共的問題を解決するための PPP や政策ネットワークをいかにガバナンス<sup>注3)</sup>していくかが課題となる. 公共政策における PPP や政策ネットワークに関する議論においては, その関係をどのように構築し, 維持管理し, 調整し, 舵取りをしていくかが主要な課題として提起されている(ゴールドスミス・エッガース, 2006; 真山, 2011). その理由は, PPP や政策ネットワークは自然発生で存在するわけではなく, またいったん生み出された関係が安定的に機能し続けるとは限らないからである(真山, 2011). 公共政策一般における議論を踏まえると, 地方スポーツ政策においても, PPP や政策ネットワークのガバナンスについて検討することは重要な課題であると考えられる.

また, 地方スポーツ政策における PPP や政策ネットワークのガバナンスを考える上で, 地方自治体の位置や役割を検討することは重要である. 地方スポーツ政策においては, 地方自治体だけではなく, 民間スポーツ組織・団体等も地域におけるスポーツに関する公共的問題の解決に資する能力や資源を有しており, 民間部門の果たす役割は大きいといえる. しかし, 地域においては, 資源の調達, アクターの調整や調停のための正統性, 強制力などを有している地方自治体の役割や責任は依然として大きい(真山, 2011; 真山, 2012). そのため, 公共政策が PPP や政策ネットワークを通じて行われるようになってきているなかでは, 『ガバナンスを機能させるガバメント』の形成(真山, 2012, p.256)が課題となっている. 政策過程に多様な政策アクターが関与するようになってきている地方スポーツ政策においても, PPP や政策ネットワークのガバナンスにおいて, 公共目的の実現の主要な担い手である地方自治体の位置や役割を検討することは, 重要な課題であると考えられる.

以上を踏まえ, 本研究は, 地方スポーツ政策において, 地方自治体は PPP や政策ネットワークのガバナンスをどのように行っており, そこにはどのような課題があるのかを検討することが必要であると考えた. このような問題を検討する上で, 本研究では, 特に PPP や政策ネットワークの関係を公式化する制度に注目した. PPP や政策ネットワークにおいては, 制度を設けて, PPP や政策ネットワークの関係者間の関係を公式的に定めることが行われる. また, 関係を公式化することは, PPP や政策ネットワークを機能させる方法の1つとして考えられている(Geddes, 2005). 本研究では, PPP や政策ネットワークをガバナンスするために用いられている制度に注目して, 日本の地方スポーツ政策において関係を公式化する制度がどのように用いられているのか, また, 制度による関係の公式化はどのような機能や課題を抱えているのかを検討することとした.

このような問題を検討する上で、本研究は、地方スポーツ政策における地方自治体とＪリーグクラブの PPP を事例として取り上げて検討することとした。地方自治体とＪリーグクラブとの PPP においては、連携協定などの関係を公式化する制度が存在していることが報告されている（菅，2019；日下，2020）。本研究は、既に PPP が制度により公式化されている事例を対象とすることで、日本の地方スポーツ政策における PPP や政策ネットワークのガバナンスにおいて、制度により何をどのように定めうるのか、また制度により関係を公式化することにはどのような機能や課題があるのかを検討することが可能であると考えた。

以上を踏まえ、本研究は、地方自治体とＪリーグクラブとの PPP は制度によりどのように関係が定められているのか、また制度による関係の公式化は地方自治体にとってどのような機能や課題があるのかを明らかにすることを目的とする。

## II. 先行研究の検討

まず、地方スポーツ政策における連携・協働関係のガバナンスにおいて関係の公式化に関してどのような議論が蓄積されてきたのかを確認する。

Lindsey (2009) は、イングランドにおける地域の若者のスポーツと身体活動の振興をめぐり、地方自治体と地方自治体以外の組織を含む複数の組織間の協働 (collaboration) がどのように行われているのかを明らかにしている。この研究は、複数の組織間の役割や手続きが明確にされているような、関係が高度に公式化 (formalization) されている組織間の協働の形態が政策決定に強い影響を及ぼすことを明らかにしている。しかし、この研究では、関係を公式化することは地方自治体にとってどのような機能や課題があるのかについては検討されていない。

松橋 (2020) は、地方自治体が制定する制度とプロスポーツクラブの球団経営の関係を明らかにしている。この研究は、「地域イノベーション」と「政策イノベーション」の枠組みを用いて、プロ野球球団による地域を巻き込んだ活動の展開 (地域イノベーション) と、地方自治体による連携協定のような制度制定や改正 (政策イノベーション) がいかなる関係で影響しあっているのかを検討している。そして、プロスポーツ球団と地方自治体の間に締結された連携協定により、プロスポーツ球団のスタジアム改修や興行試合以外のコンテンツ開発が進み、球団の観客増やスポンサー獲得につながったことを明らかにしている。しかし、この研究は、プロスポーツ球団の活動の活性化に向けた制度の機能を論じることが中心となっており、公共目的の達成に向けた PPP における、地方自治体の立場から見た制度による公式化の機能や課題を検討する本研究とは関心が異なる。

地方自治体とプロスポーツクラブとの PPP における制度による公式化を地方自治体の視点から議論した研究として、Kennedy and Rosentraub (2000) がある。この研究は、プロスポーツクラブとの PPP により公共スポーツ施設を建設した地方自治体が、プロスポーツチームのフランチャイズ移転に直面した場合に、いかなる制度によって地域の損失を補償することが可能かを検討している。しかし、この研究は、PPP を解消ないし終了する場合における制度の機能や課題に議論の焦点が限定されている。本研究は、公共目的の達成に向けて PPP を作動させる場合において、制度による公式化にどのような機能や課題があるのかに焦点を当てるものである。

続いて、本研究と同じ分析対象である地方自治体とＪリーグクラブの PPP に関する先行

研究を確認する。

公共目的の達成に向けて形成されている地方自治体と J リーグクラブの PPP を地方自治体の視点から検討した研究として、日下（2020, 2022）が挙げられる。日下（2020）は、地方自治体が地方スポーツ推進計画において規定する J リーグクラブとの PPP の特徴を明らかにしている。また、日下（2022）は、地方自治体が J リーグクラブとの PPP を形成することが、地方自治体の政策においてどのような機能や課題を抱えているのかを明らかにしている。しかし、これらの研究では、行政計画における関係、地方自治体の政策決定及び実施における関係、並びに地方自治体による資源配分関係に議論が限定されている。本研究が注目する制度による公式化とは、行政計画における規定、政策過程における関係、資源配分という関係とは別に、さらに特別な規定を設けることによって関係を定めるものである。本研究は、特別に制度を設けて PPP を公式化することの機能や課題を考察しようとするものである。

地方自治体と J リーグクラブとの PPP における制度による公式化を扱った研究として、菅（2019）が挙げられる。菅の研究は、地方自治体と J リーグクラブとの間に締結されている連携協定の締結の実態及びその協定が射程とする領域を明らかにしている。しかし、菅の研究は連携協定の内容を論じることが中心であり、PPP を制度によって公式化することの機能や課題は検討されていない。

### Ⅲ. 分析の視点

本研究では、地方自治体と J リーグクラブの PPP を制度により特別に規定することは、地方自治体にとってどのような機能や課題があるのかを検討する。このために、真山（2011）の提示する公共的問題の解決におけるネットワークの設計や管理について地方自治体行政が留意すべき要素を参考にした。

真山は、現代社会においては政府組織が統治活動の全てを一手に引き受けて担うことは不可能となっていることから、政府が担うことの難しい部分について民間営利・非営利部門の組織の多様なアクターとの関係が生まれ、複雑なネットワーク構造が生じていることを指摘している。しかし、ネットワークは自然発生的には生じるわけではなく、いったん形成されたネットワークが安定して機能していくわけではないため、ネットワークの設計や管理が重要であると主張している。そして、地方レベルにおいては、地方自治体行政がネットワークの設計や管理を担う役割として適していると指摘している。

以上の前提を踏まえ、真山は、地方自治体行政が地方レベルにおけるネットワークの設計や管理において考慮すべき 6 つの要素を挙げている。

第 1 の要素とは、問題を明確化することと明確な目的を設定することである。この要素では、何が問題であり、問題を解決することでどのような状態を実現しようとするのかを明確にすることが重要であるとされる。

第 2 の要素とは、アクターを選定することとアクターの特性を理解することである。この要素では、ネットワークに参加するアクターの目的意識や行動原理を理解した上で、ネットワークへ公式アクターとして参加する人や組織を決定することが重要であるとされる。

第 3 の要素とは、合意メカニズムを設定することである。この要素は、ネットワークの参加者間で合意形成を行うためのプロセスや手続きを整備し、多くのアクターが合意形成に

関わられるようにすることが重要であるとされる。

第4の要素とは、管理ツールを整備することである。この要素はネットワークに参加するアクターから情報を収集したり、管理者の意図や決定を迅速かつ正確に伝えたりするために、ネットワークの参加者間のコミュニケーション手段を整備することである。また、ネットワークのアクターが期待される役割を果たさなかったり、アクターの行動が目的やルールから逸脱したりする場合に、それらの問題を取り除くことも含まれる。

第5の要素とは、アカウントビリティを確保することと評価システムを確立することである。この要素は、ネットワークの内部で、誰が何について説明責任を負うのかを明確にすることである。また、ネットワークが外部に対して説明責任を負うことを確保することも含まれる。外部への説明責任を確保するための方法としては、ネットワークの活動の結果を適切に評価するシステムを構築することが挙げられている。

第6の要素とは、ネットワークの構造と機能を公式化することである。この要素は、対外的にネットワークの正統性を確保したり、対内的にネットワーク管理者の正統性を確保したりするために、法令等によってネットワークを公式化する必要性を提起している。

本研究の分析対象である地方自治体とJリーグクラブとのPPPは、公共的問題を解決するための政府部門と民間部門で構成されるネットワークの一部分を形成するものである。そのため、真山の提示する要素は、PPPにおける制度による公式化の機能や課題を考察する本研究においても適用可能であると可能であると考えられる。本研究では、制度により関係を公式化することの機能や課題を明らかにすることを目的としていることから、主に第6の要素に関する指摘を踏まえて分析及び考察を行う。

#### IV. 本研究で用いるデータの概要

本研究では、次の2つのデータを用いて分析及び考察を行う。

まず、地方自治体とJリーグクラブのPPPが制度によりどのように定められているのかその実態を明らかにするため、地方自治体のホームページや議事録などの公開されている資料により情報を収集した。調査の対象とした地方自治体はJリーグクラブ（2017年シーズン時点でJリーグ1部または2部に所属していたクラブ）のホームタウンである地方自治体100件とした<sup>注4)</sup>。対象とする地方自治体100については、総務省統計局（2022）に基づき人口を確認し、総務省（online）及び総務省（2022）の地方公共団体の区分を参照して区分した。その内訳は、都道府県1、政令指定都市17、中核市19、施行時特例市3、中都市22、小都市25、町村13であった。本研究では、地方自治体とJリーグクラブとのPPPの関係を公式化する制度として、(1) 連携協定の締結、(2) 特別な地位の認定<sup>注5)</sup>、(3) 連携協議会等の連携体制の構築を取り上げた。そして、これらの制度を定めている地方自治体の規模、制度が定める内容を明らかにした。なお、制度制定の実態は、2022年6月30日時点のものである。

また、本研究では、地方自治体とJリーグクラブとのPPPを制度によって公式化することの機能や課題を明らかにするために、地方スポーツ政策をめぐる地方自治体とJリーグクラブのPPPの実態を明らかにするために実施した質問紙調査の回答データを使用する（同調査は鹿屋体育大学研究倫理委員会から承認を受けて実施した（第3-29号））。具体的には、関係を公式的に定める制度の成果や課題についての質問に対する自由記述の回答データを

使用する。

調査の対象は、Jリーグクラブ（2017年シーズン時点でJリーグ1部または2部に所属していたクラブ）のホームタウンである地方自治体100件とした。これらの地方自治体は、2017年Jリーグ規約・規程集を参考にして抽出した。対象とする地方自治体100の内訳は、上述の通り、都道府県1、政令指定都市17、中核市19、施行時特例市3、中都市22、小都市25、町村13であった。調査票は、各地方自治体の組織に関する条例及び規則によりスポーツ振興担当部局を確認した上で、当該部局宛に送付した。調査票の回答については、地方自治体とクラブの連携に詳しい部署・担当者による回答を依頼した。調査の期間は、2021年8月19日（発送）から2021年9月3日（回収期限）として設定した<sup>注6</sup>。調査票配布数は100であり、回収数は61であった。

## V. 結果及び考察

### 1. 制度による公式化の実態<sup>注7</sup>

#### (1) 連携協定の締結による公式化の実態

連携協定を締結している地方自治体の数は28であった（表1）。地方自治体の内訳は、政令指定都市7、中核市7、中都市7、小都市6、町村1であった。

連携協定は、連携分野の射程によって、2つのパターンに分けることができる。すなわち、第1に個別特定課題に関する協定であり、第2に包括連携協定である。

第1の個別特定課題に関する協定とは、スポーツを通じたまちづくり、ウィンタースポーツの普及促進、国際交流、環境保全、食育推進、健康増進、ホームタウン活動など、ある1つの政策課題について連携協定を締結するものである。この区分に該当する地方自治体は、札幌市、市原市、町田市、横浜市、横須賀市、甲府市、松本市、宇部市、美馬市の9市である。該当する地方自治体を区分すると、政令指定都市2、中核市3、中都市3、小都市1である。

個別特定課題の連携協定に該当するものは、ある特定の政策課題について特に連携関係が進んでいると考えられる。また、これらの政策課題は地方自治体の抱える政策課題であるといえる。Jリーグクラブの立場からみると、これらの活動はJリーグ規約やシャレン戦略で打ち出されるようになった社会的な問題の解決や地域における社会連携活動の一環として行われていると考えられる。連携協定に定められたこれらの個別特定課題は、プロスポーツの興行とは異なる分野における課題についてのものともいえる。さらに、個別特定課題の協定は、地方自治体の政策課題を解決することを重視して締結されていると考えられる。

第2の包括連携協定とは、地域振興・まちづくり、地域住民のスポーツ振興、スポーツを通じたまちづくりや地域活性化、青少年の健全育成、広報などの広範な政策分野にわたって包括的に連携協力を行うことを両者の間で合意したものである。この区分に該当する地方自治体は、鹿嶋市、行方市、さいたま市、川崎市、二宮町、豊田市、みよし市、京都市、大阪市、吹田市、豊中市、神戸市、山口市、下関市、山陽小野田市、宇部市、防府市、周南市の18市町村である。該当する地方自治体を区分すると、政令指定都市5、中核市4、中都市4、小都市4、町村1である。

包括連携協定が締結されていることは、地方自治体とJリーグクラブの利害が複合的に合致していることを示していると考えられる。包括連携協定を結ぶ地方自治体は、Jリーグク

表 1. 連携協定の締結による公式化の実態

No.	地方自治体	自治体区分	制度の名称	連携分野による区分	関係者の範囲による区分
1	札幌市	政令指定都市	ウィンタースポーツの普及振興に関する連携協定	個別特定課題	2者
2	鹿嶋市	小都市	鹿嶋市における地方創生事業に関する包括連携協定	包括連携協定	親企業含む3者
3	行方市	小都市	行方市の地方創生事業に関する包括連携協定	包括連携協定	親企業含む3者
4	さいたま市	政令指定都市	さいたま市と大宮アルディージャ連携に関する包括協定	包括連携協定	2者
			さいたま市と浦和レッドダイヤモンズの連携に関する包括協定	包括連携協定	2者
5	市原市	中都市	サッカーを通じた国際交流推進に関する連携協力協定	個別特定課題	地域ネットワーク
6	町田市	中都市	ごみ減量の意識普及のための協力協定	個別特定課題	2者
			地域福祉の発展に向けた取り組みを推進する協定	個別特定課題	2者
			健康づくりに向けた包括的連携に関する協定	個別特定課題	2者
7	川崎市	政令指定都市	まちづくり連携協定	包括連携協定	2者
			川崎市と株式会社川崎フロンターレとの川崎区のまちづくりに関する協定書	包括連携協定	2者
			川崎市と株式会社川崎フロンターレとの高津区のまちづくりに関する協定書	包括連携協定	2者
8	秦野市	中都市	スポーツによる元気で健康な地域づくり包括連携協定	包括連携協定	地域ネットワーク
9	二宮町	町村	包括連携協定	包括連携協定	2者
10	横浜市	政令指定都市	食教育推進における連携に関する協定	個別特定課題	2者
			港北区におけるホームタウン活動の協力に関する基本協定	個別特定課題	地域ネットワーク
			ECOパートナー協定	個別特定課題	2者
			横浜市保土ケ谷区におけるホームタウン活動等に関する基本協定	個別特定課題	地域ネットワーク
11	横須賀市	中核市	久里浜1丁目公園整備に関する基本協定	個別特定課題	2者
12	甲府市	中核市	甲府市と株式会社ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ及び一般社団法人ヴァンフォーレススポーツクラブとのSDGsの推進に関する連携協定	個別特定課題	2者
13	松本市	中核市	「健康寿命延伸都市・松本」プロジェクト協定	個別特定課題	2者
14	豊田市	中核市	豊田市と株式会社名古屋グランパスエイトの間における相互支援協定書	包括連携協定	2者
15	みよし市	小都市	みよし市と株式会社名古屋グランパスエイトの間における相互支援協定書	包括連携協定	2者
16	京都市	政令指定都市	京都サンガF.C.、京都ハンナリーズ、京都フローラ及び京都市右京区役所とのパートナーシップ協定	包括連携協定	地域ネットワーク
17	向日市	小都市	スポーツを通じたまちづくりに関するフレンドシップ協定	包括連携協定	地域ネットワーク
18	大阪市	政令指定都市	セレッソ大阪と大阪市との連携協力に関する包括協定書	包括連携協定	2者
19	吹田市	中核市	パートナーシップ協定	包括連携協定	2者
20	豊中市	中核市	包括連携協定	包括連携協定	2者
21	神戸市	政令指定都市	神戸市と楽天株式会社との包括連携に関する協定書	包括連携協定	親企業のみ
22	山口市	中都市	「オール山口リーグで地方創生、まちづくりパートナーシップ包括連携」に関する協定	包括連携協定	ホームタウン自治体一体
23	下関市	中核市	「オール山口リーグで地方創生、まちづくりパートナーシップ包括連携」に関する協定(再掲)	包括連携協定	ホームタウン自治体一体
			「オール山口リーグで地方創生、まちづくりパートナーシップ包括連携」に関する協定(再掲)	包括連携協定	ホームタウン自治体一体
24	山陽小野田市	小都市	「オール山口リーグで地方創生、まちづくりパートナーシップ包括連携」に関する協定(再掲)	包括連携協定	ホームタウン自治体一体
			山陽小野田市と株式会社レノファ山口とのスポーツによるまちづくりに関する包括連携協定書	包括連携協定	2者
25	宇部市	中都市	「オール山口リーグで地方創生、まちづくりパートナーシップ包括連携」に関する協定(再掲)	包括連携協定	ホームタウン自治体一体
			共生社会実現プロジェクト推進に関する連携協定	個別特定課題	2者
26	防府市	中都市	「オール山口リーグで地方創生、まちづくりパートナーシップ包括連携」に関する協定(再掲)	包括連携協定	ホームタウン自治体一体
27	周南市	中都市	「オール山口リーグで地方創生、まちづくりパートナーシップ包括連携」に関する協定(再掲)	包括連携協定	ホームタウン自治体一体
			周南市と株式会社レノファ山口との「オール山口リーグで地方創生」環境保全に関する連携協定	包括連携協定	2者
28	美馬市	小都市	健康増進のためのプログラムに関する覚書	個別特定課題	親企業含む3者

ラブとのパートナーシップを核とした総合的な政策課題の実現を目指していると考えられる。ただし、地方自治体側からこの包括連携協定を考えると、複数政策分野にまたがる連携を作動させるためには複数担当部署間の連携が不可欠であり、複数の部署間のネットワークを形成したり、舵取りしたりすることが必要になると考えられる。

さらに、連携協定は、協定を締結する関係者の範囲に着目すると、5つのパターンに分けられる。すなわち、①ホームタウンの地方自治体とJリーグクラブのみの2者間の連携協定（表1では2者と表記）、②ホームタウンの地方自治体、Jリーグクラブ、Jリーグクラブの親企業を交えた3者の連携協定（表1では親企業含む3者と表記）、③ホームタウンの地方自治体とJリーグクラブの親企業との2者間の連携協定（表1では親企業のみと表記）、④ホームタウンの複数の地方自治体とJリーグクラブの間の連携協定（表1ではホームタウン自治体一体と表記）、⑤ホームタウンの地方自治体、Jリーグクラブ、地域自治会、地域産業団体など多様な関係者の間の連携協定（表1では地域ネットワークと表記）である。

①は、地方自治体とJリーグクラブという限定的な関係者の間で協定が結ばれる場合である。2者間の連携協定は地方自治体がJリーグクラブとのPPPを重視したものと捉えられるが、この関係は2者間の関係に閉じられているともいえる。このパターンに該当するのは、札幌市、さいたま市、町田市、川崎市、横浜市、二宮町、横須賀市、甲府市、松本市、豊田市、みよし市、大阪市、吹田市、豊中市、山陽小野田市、宇部市、周南市である。

②は、地域課題のためにJリーグクラブの親企業を交えている関係である。このような関係は、地方自治体とJリーグクラブの2者間では地域課題の解決が難しいことから、親企業が関与しているとも考えられる。このパターンに該当するのは、鹿嶋市、行方市、美馬市である。

③は、Jリーグクラブは交えず、ホームタウンの地方自治体とJリーグクラブの親企業の2者間で協定が結ばれ、その協定に基づく活動の中でJリーグクラブが関係するものである。この連携協定はあくまで地方自治体とJリーグクラブの親企業との間の関係であり、Jリーグクラブは協定の目的を達成するための一手段に過ぎない位置づけであるともいえる。このパターンに該当するのは、神戸市である。この協定は、神戸市の政策目的と楽天株式会社の目的を相互に達成するために締結されたものであり、地方自治体と親企業との間のPPPであるといえる。そして、地方自治体と親企業との間のPPPの構成要員として、Jリーグクラブが位置づけられているといえる。

④は、1つのJリーグクラブとそのクラブのホームタウンとなっている複数の地方自治体が連合で協定を結んでいる場合である。この連携協定は特定の地域のための連携協定ではなく、ホームタウンという広域的な地域のための協定であると考えられる。このパターンに該当するのは、山口市、下関市、山陽小野田市、宇部市、防府市、周南市である。この連携協定は、都道府県全域というホームタウンのまちづくりを目的としたものであるといえる。

⑤は、連携協定の目的を達成するためには、地域の関係する政策アクターを関係づける必要があることから、地方自治体、Jリーグクラブ、他のプロスポーツ、地域自治会、地域産業団体といった多様な関係者間の連携協定が結ばれている場合である。このパターンに該当するのは、市原市、秦野市、横浜市、京都市、向日市である。

## (2) 特別な地位の認定による公式化の実態



Jリーグクラブに対して特別な地位を認定している地方自治体の数は3であった(表2)。地方自治体の内訳は、政令指定都市2, 中都市1であった。

地方自治体がJリーグクラブに対して特別な地位を認定する方法は、条例、要綱、これらに当てはまらない方法の3つに分けられる。

条例(町田市が該当)では、地方自治体が認定されたチームが行う活動に関する整備を行わなければならないこと、認定されたチームの活動に対して広報活動その他の方法により支援しなければならないことが定められている。また、認定されたチームは、競技活動を通じて市の広報に努めるとともに、自主的な活動により地方自治体が行う施策に協力するよう努めることが定められている。

要綱(川崎市が該当)では、認定されたパートナーは、市を前面に打ち出して競技活動を行うとともに、競技の普及やスポーツ推進を行うという役割が定められている。また、地方自治体及び認定されたパートナーは、相互の連携・協働により地域におけるスポーツの活性化に貢献するという役割が定められている。さらに、地方自治体は、パートナーの活動に対して広報等の方法に支援することが定められている。

条例及び要綱に当てはまらない方法(横浜市が該当)では、認定されたパートナーは、競技の普及、観戦機会の提供などを行うことが定められている。また、地方自治体は広報活動や認定されたパートナーが行う地域貢献活動等の支援を行うことが定められている。

以上の通り、特別な地位の認定においては、地方自治体と認定されたパートナーがそれぞれ行うべき役割や相互の関係が定められていることが指摘できる。

### (3) 連携協議会等の連携体制による公式化の実態

連携協議会等の連携体制を構築している地方自治体は20であった(表3)。地方自治体を区分すると、政令指定都市8, 中核市4, 中都市1, 小都市7であった。

また、連携協議会は、連携協議会を構成する関係者に注目すると、3つのパターンに分けることができる<sup>注8)</sup>。

第1のパターンは、地方自治体とJリーグクラブの2者間を中心とした連携協議会である。このパターンは、地方自治体とJリーグクラブを中心的な参加者とする連携協議会であり、地域の関係アクターが連携協議会の参加者として含まれる場合がある。この区分に該当する地方自治体は、鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市、千葉市、川崎市である。第1のパターンは、地方自治体がJリーグクラブを地域の政策課題を解決するためのパートナーとして特定している公式化された協議の場であるといえる。また、このような連携協議会は、地方自治体とJリーグクラブに加えて、政策課題に関係する地域の政策アクターも含んだ公式化された政策ネットワークとして構築されることもあるといえる。

第2パターンは、地方自治体及び地域の関係アクターによる連携協議会である。このパターンは、地方自治体と地域の関係アクターを主な参加者とする連携協議会であり、Jリーグクラブを参加者に含まないものである。この区分に該当する地方自治体は、仙台市、千葉市である。第2のパターンは、Jリーグクラブを参加者に含まないが、Jリーグクラブの活動を支援することを通じてサッカーを中心とするスポーツ振興や地域の活性化を図ることを目的として、地方自治体と地域の関係アクターの間において構築されている公式化された政策ネットワークであるといえる。また、このような連携協議会はJリーグクラブの支援

を通じて地域の政策課題の解決を目的としているため、関係アクターとして、Jリーグクラブと関係の深いクラブの後援会やJリーグクラブの出資企業、地域の活性化と関係の深い地域商工会議所などが含まれていると考えられる。

第3のパターンは、地方自治体とJリーグクラブを含む地域の民間スポーツ組織・団体全般が参加する連携協議会である。このパターンは、地方自治体と地域における複数の民間スポーツ組織・団体が参加する連携協議会であり、Jリーグクラブはその参加者の1つに過ぎないものである。この区分に該当する地方自治体は、札幌市、仙台市、天童市、名古屋市、大阪市、大分市である。第3のパターンは、地方自治体がJリーグクラブを含む複数の民間スポーツ組織またはプロスポーツチームとの間で構築しているものであり、Jリーグクラブは地方自治体が連携を結ぶ民間スポーツ組織またはプロスポーツチームのうちの1つという位置づけにあるといえる。このような連携協議会は、地方自治体がJリーグクラブのみをPPPを構築する相手として選択しているというよりも、民間スポーツ組織またはプロスポーツチーム全般との間で政策ネットワークを構築しているといえる。

表 2. 特別な地位の認定による公式化の実態

No.	地方自治体	自治体区分	制度の名称	関係者	制度の目的	連携の内容
1	町田市	中都市	町田市スポーツ推進条例に基づくホームタウンチームの認定	FC町田ゼルビア（サッカー）、ASVベスカドーラ町田（フットサル）	「スポーツに関する基本理念を定め、町田市(以下「市」という。)の責務並びに市民等、ホームタウンチーム及びスポーツ関連団体の役割を明らかにするとともに、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民等の健康の保持及び増進、明るく豊かな市民生活の形成並びに活力ある市の実現に寄与することを目的とする。」(町田市スポーツ推進条例(目的)第1条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームタウンチームとは、「市内を本拠としてスポーツ関連活動を行う法人その他の団体のうち特定のスポーツ競技において国内における最高水準の組織に所属し、又は所属することが見込まれるものであって、市長の承認を受けたものをいう。」(町田市スポーツ推進条例(定義)第2条)</li> <li>・「スポーツの推進に当たっては、市、市民等、ホームタウンチーム及びスポーツ関連団体がそれぞれの責務又は役割を理解し、相互の信頼の下に連携及び協力が図られなければならない。」(町田市スポーツ推進条例(基本理念)第3条の3)</li> <li>・「市は、市民等、ホームタウンチーム及びスポーツ関連団体が行うスポーツ関連活動に関する環境を整備しなければならない。」(町田市スポーツ推進条例(市の責務)第4条の3)</li> <li>・「市は、市民等、ホームタウンチーム及びスポーツ関連団体が行うスポーツ関連活動に対し、広報活動その他の方法により支援しなければならない。」(町田市スポーツ推進条例(市の責務)第4条の4)</li> <li>・「ホームタウンチームは、自らの競技活動を通じて市の広報に努めるとともに、地域社会の一員として、自主的なスポーツ関連活動を通じて、第4条の規定により市が行う施策に協力するよう努めるものとする。」(町田市スポーツ推進条例(ホームタウンチームの役割)第6条)</li> </ul>
2	川崎市	政令指定都市	かわさきスポーツパートナー等設置要綱に基づくかわさきスポーツパートナーの認定	川崎フロンターレ、川崎プレパルサンダース、NECレックロケッツ、富士通フロンティアーズ、富士通レッドウェーブ、東芝プレパルアレウス	「川崎市をホームタウンとして活躍するトップチームを、かわさきスポーツパートナー（以下「パートナー」という。）として認定し、また、スポーツの分野で著しい功績を築いた川崎市にゆかりのある者に対し、かわさきトップアスリート（以下「トップアスリート」という。）の称号を贈り、スポーツの推進及び川崎市のイメージアップを図ることを目的とする」(設置要綱1)	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) パートナーは、「川崎市」を前面に打ち出し競技活動を行うとともに、ふれあいスポーツ教室の開催、ホームゲーム等への市民招待などの機会提供を通じて、競技の普及やスポーツ推進に貢献する。</li> <li>(2) 市及びパートナー相互の連携・協働によりホームタウンスポーツの活性化に貢献する。</li> <li>(3) 川崎市は、パートナーの活動に対し、広報その他の方法により支援するものとする。</li> </ol>
3	横浜市	政令指定都市	横浜スポーツパートナーズ	<p>●認定パートナー（2022.2.1）</p> <p>横浜DeNAベイスターズ、日本大SMG横浜、ニッパツ横浜FCシーガルズ、Y.S.C.C.(フットサル)、横浜FC、横浜F・マリノス、Y.S.C.C(サッカー)、横浜ビー・コルセアーズ、横浜エクセレンス、横浜GRITS、日立サンディーバ、YOKOHAMA TKM、横浜キヤノンイーグルス</p>	「横浜市のスポーツ振興施策をはじめとした行政施策について、連携・協働して取り組んでいたいただけるトップスポーツチームを「横浜スポーツパートナー」とし、チームに愛着をもつ市民意識の醸成を図るとともに、同パートナーチームとの連携・協働を通じて、市民スポーツの振興及び地域経済の活性化等を図る」。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 横浜スポーツパートナーの取組 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校訪問</li> <li>(2) スポーツ教室等の開催による競技の普及活動</li> <li>(3) ホームゲームへの市民招待の実施等による観戦機会の創出など</li> </ol> </li> <li>2. 横浜市の取組 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市の広報媒体、イベント等を活用した広報活動</li> <li>(2) その他チームが行う地域貢献等の活動の支援 など</li> </ol> </li> </ol>

表 3. 連携協議会等の連携体制による公式化の実態

No.	地方自治体	自治体区分	制度の名称	関係者の範囲による区分
1	札幌市	政令指定都市	プロスポネットSAPPORO	地方自治体と地域スポーツ全般
2	仙台市	政令指定都市	ベガルタ仙台ホームタウン協議会	地方自治体と地域アクター
			仙台プロスポーツネット	地方自治体と地域スポーツ全般
3	天童市	小都市	ホームタウンTENDO推進協議会	地方自治体と地域スポーツ全般
4	鹿嶋市	小都市	アントラージュ・ホームタウン協議会	2者中心
5	潮来市	小都市	同上	2者中心
6	神栖市	小都市	同上	2者中心
7	行方市	小都市	同上	2者中心
8	銚田市	小都市	同上	2者中心
9	水戸市	中核市	水戸ホーリーホック・ホームタウン推進協議会	情報不足のため分類不可
10	さいたま市	政令指定都市	さいたま市サッカーのまちづくり推進協議会	情報不足のため分類不可
11	千葉市	政令指定都市	Let's enjoy そが	2者中心
			ジェフユナイテッド千葉絆会	地方自治体と地域アクター
12	川崎市	政令指定都市	川崎フロンターレ連携・魅力づくり事業実行委員会	2者中心
13	岐阜市	中核市	FC岐阜支援連絡協議会	情報不足のため分類不可
14	静岡市	政令指定都市	フォッサ・サッカーのまち市民協議会	情報不足のため分類不可
15	名古屋市	政令指定都市	名古屋トップ・スポーツチーム連絡協議会	地方自治体と地域スポーツ全般
16	大阪市	政令指定都市	舞洲スポーツ振興事業推進協議会	地方自治体と地域スポーツ全般
17	高松市	中核市	香川県地域密着型スポーツ活用協議会	情報不足のため分類不可
18	丸亀市	中都市	同上	情報不足のため分類不可
19	鳥栖市	小都市	佐賀県プロサッカー振興協議会	情報不足のため分類不可
20	大分市	中核市	おおいたホームタウン推進協議会	地方自治体と地域スポーツ全般

## 2. 制度による公式化の機能

### (1) 関係の継続化及び安定化

地方自治体とＪリーグクラブとの PPP を制度によって定めることは、地方自治体とＪリーグクラブの相互関係の継続化や安定化に寄与することがある。例えば、ある地方自治体は次のように述べている。

「本市で支援対象とすべきトップスポーツチームを明確化し、事業化することで、継続的な予算の確保等の支援環境を整備することができた。」

この地方自治体は、制度を設けて支援の対象を明確に定めることが、支援を事業化し、継続的に予算を確保するための根拠となっていると認識しているといえる。また、別の地方自治体は次のように述べている。

「ホームタウン活動として各クラブが従来から行っていた様々な取組について、改めて包括協定を締結し、明文化することにより、継続的かつ安定的にチームと連携・協働・支援を図ることができるようになった。」

この地方自治体は、連携協定によって関係を公式に定めることが地方自治体とＪリーグクラブとの関係を明白にし、継続的で安定的な関係を構築する基盤を提供していると認識しているといえる。

真山（2011）は、公共的問題の解決に向けたネットワークは、その構造や機能を公式化してネットワーク内外に明示しなければ、社会的にネットワークの正統性が認められなかったり、存在したりすることが困難になると指摘している。そして、ネットワーク自体の正統性を確保するためには、ネットワークを法令等により制度化し、ネットワークの参加アクターの確定や、資源や情報へのアクセスの権限や手段をルール化することが必要であると指摘している。この指摘を踏まえて上記の地方自治体の回答を考察すると、地方自治体がＪリーグクラブとの PPP を制度によって定めることは、地方自治体がＪリーグクラブとの PPP の関係を構築し、支援の実施、事業の実施、予算の配分を行うことの正統性を対外的に示す機能を果たしているといえる。

また、連携協定においては連携の目的、連携の内容、相互の役割、協定に基づく連携の持続期間などが定められることが一般的である。そして、協定を結ぶ相互の主体がこれらの内容を確認した上で連携協定は締結される。そのため、連携協定を締結することは、地方自治体の政策目的に沿うようにＪリーグクラブの行動を一定程度方向づけることを可能する方法であるとも考えられる。

### (2) 情報共有及び方向性の調整

地方自治体とＪリーグクラブとの PPP を制度によって定めることは、情報共有や連携の方向性を調整するために機能することがある。ある地方自治体は次のように回答した。

「●●協議会（制度の名称）が設置されて、毎年、総会や担当者会議を実施しており、そ

の中で意見等を相互に出しあえる場を設けているため、問題ない。」(固有名詞などは伏せて記号で表記する。以下同じ。)

この地方自治体は、制度による公式化をすることで地方自治体とＪリーグクラブの意見調整が可能になっていると捉えている。地方自治体とＪリーグクラブは各々の目的を有している。そのため、連携協議会のような制度は共通の公共目的や相互の目的を確認したり、調整したりするための機能を果たすと考えられる。真山(2011)は、公共的問題の解決においては、合意を一方的に調達するような関係になることに注意する必要がある、ネットワークの設計や管理においては、内部における合意形成のプロセスや手続きを設ける必要性を指摘している。真山の指摘を踏まえると、この地方自治体は、連携協議会を設置することで関係者間の情報共有を図ったり、相互の意見を調整したりすることにより、地方自治体とＪリーグクラブのPPPや関係する政策ネットワークのガバナンスを確保しようとしていると考えられる。

### (3) 政策ネットワークの拡大

制度による公式化は、地方自治体とＪリーグクラブのPPPや関係する政策ネットワークの関係を規定するのみならず、ネットワークを拡大するために機能しうる。ある地方自治体は次のように述べている。

「他競技の他チームも参画している「■■(制度の名称)」を通じて連携することで、他のチームとの連携や情報交換、意見交換もできるようになった。また、本市の事業での連携を行うだけでなく、■■の取組に関心を持った民間企業等からも連携の依頼が来るなど、より広がりを持ったスポーツ振興や地域活性化に繋がっている。」

この地方自治体においては、地方自治体とＪリーグクラブの２者間に限定されない複数のスポーツチームを含んだ政策ネットワークが形成されていることが示されている。そして、この地方自治体は、制度による公式化が政策ネットワークに参与する多様なアクター間の情報共有や調整の機能を果たしていることを認識している。加えて、この地方自治体は、制度による公式化がその制度によって関係づけられている政策ネットワークの外部のアクターをひきつけていると認識している。真山(2011)は、ネットワークを公式化することによりその存在の正統性を対外的に示すことができることを指摘している。この指摘を踏まえると、この地方自治体において制度によって政策ネットワークの関係を定めて正統性を対外的に示すことは、政策ネットワークの外部のアクターをひきつける機能を果たしていると考えられる。

## 3. 制度による公式化の課題

### (1) 政策ネットワーク形成の難しさ

上述のように、PPPにおいて制度による公式化は様々な機能を有している。一方で、制度により関係を定めることが、PPPや政策ネットワークの作動を保証するわけではないことが指摘できる。

まず、単一の地方自治体を超えた複数の地方自治体間の政策ネットワーク形成が課題となる。ある地方自治体は、複数の地方自治体で同一の政策目的のために 1 クラブと連携協定を締結しているが、複数の地方自治体間の連携が図られているわけではないと述べている。

「Jクラブと県内◆（数字）市町が同じ目的で連携協定を締結しているが、個別に協定を締結しているため、自治体同士で連携して成果をあげることは現在のところない。」

この地方自治体は、複数の地方自治体が同一の目的で個別に J リーグクラブとの連携協定を締結しているものの、同一の目的に向けて複数の地方自治体同士の連携が生まれているわけではないと認識している。このことは、複数の地方自治体間において政策ネットワークを形成するための舵取りが行われていないことを示唆していると考えられる。

また、PPP においては行政組織内のネットワークを構築することが課題になることが指摘できる。ある地方自治体は次のように回答した。

「上記の協定に基づき、市の各担当部署がクラブ担当者との直接やりとりができており、特に問題はない。しかし、定期的な会議の開催など、情報共有をはかることが必要でありそうすることで、クラブと市全体が連携した取組につなげていかなければならない。」

この地方自治体は、連携協定に基づいて地方自治体の個々の部署とクラブ担当者との間のやり取りを行うことができていると認識している。このことは、制度により関係を定めることで、担当者レベルのやり取りが生み出されていることを示していると考えられる。一方で、この地方自治体は、定期的な会議などにより情報共有を図ることにより、市全体と J リーグクラブとの関係にまで発展させることが課題であると認識している。この回答は、地方自治体の各部署が個々に J リーグクラブとの関係を築いているが、地方自治体が一体となってクラブとの連携関係を構築するまでには至っていないことを示唆している。PPP や政策ネットワークを通じて公共政策を実現していく過程においては、アクターをどのように結びつけるかが重要な課題となり、特にアクター間の関係をいかに関係づけたり、調整するかが課題となる。上記の回答は、PPP や政策ネットワークにおけるアクター間の調整においては、政府部門と民間部門のアクター間という組織を超えた関係の構築だけでなく、行政組織という一組織内のネットワークの構築も課題となることを示唆している。

## **(2) 特定パートナーの優遇をめぐる課題**

地方自治体が J リーグクラブとの PPP を制度により定めることは、他の組織・団体とのバランス問題を生じさせることが指摘できる。制度に基づいて J リーグクラブを支援するある地方自治体は、次のように述べている。

「他のトップスポーツチームとの支援バランスに配慮する必要がある。」

この地方自治体は、制度に基づいて J リーグクラブを支援する場合には、トップスポーツチ

ームの間で扱いの差を生じさせてしまうことに配慮する必要があると認識している。Kickert (1997) は、政府部門が外部組織との関係をガバナンスする場合の重要な規範及び価値について検討している。そして、政府部門によるガバナンスの中心的な原則の中には、有効性や効率性だけでなく、合法性や正当性を遵守すること、公正さや平等も含まれると述べている。Kickert の指摘を踏まえると、制度により PPP の関係を公式化することにおいては、アクター間の区別を生じさせうることがガバナンス課題になると考えられる。上述のように、PPP を維持管理するために制度を設けることは当事者間の関係を明確に規定したり、その関係の正統性を対外的に示したりする機能を果たす。しかし、政府部門が特定の民間アクターとの関係を安定的なものにしようとして制度を設けることは、優遇されるアクターと優遇されないアクターとの格差を生み出す可能性があるといえる。PPP において地方自治体が特定の民間アクターとの関係を公式化することにおいては、アクター間の平等に配慮しなければならないことが課題となるといえる。また、このようにアクター間の区別をつける措置をとる場合、地方自治体は必要に応じて特定のアクターを優遇する理由を対外的に説明しなければならないと考えられる。

## VI. 総括

### 1. 知見のまとめ

本研究から得られた知見は次のようにまとめられる。

第1に、地方自治体とJリーグクラブのPPPを公式化する制度は複数の種類が存在する。これらの制度は、連携分野の射程、関係者の範囲、主体の役割を規定している。そして、制度による規定の在り方は、連携分野の射程や関係者の範囲によって複数のパターンに分けられる。すなわち、同一種類の制度による公式化の在り方は一様ではないといえる。

第2に、制度によりPPPの関係を特別に定めることは、地方自治体の立場からみた場合に一定の機能を果たしている。地方自治体は、JリーグクラブとのPPPを制度により公式化することで関係に安定性及び継続性を持たせ、関係する施策や事業の実効性を確保している。また、地方自治体は、Jリーグクラブ以外の関係する政策アクターを関係づけて地方スポーツ政策の政策ネットワークを構築している。さらに、場合によっては、地方自治体は、制度によって関係づけられている政策ネットワークの外に位置する政策アクターとの関係を構築し、政策ネットワークの射程を拡大することも実現している。

第3に、制度によりPPPの関係を特別に定めることは、地方自治体の立場からみた場合に課題を抱えていることが示唆された。すなわち、地方自治体間及び地方自治体内の政策ネットワーク形成の難しさ、並びに特定パートナーの優遇に伴う他のアクターとのバランスへの配慮である。特に、地方自治体が制度により特別に特定のアクターとの関係を明示することは、関係の安定化及び継続性につながる一方で、他のアクターとの格差を生じさせてしまう可能性があるといえる。政府部門の主体は、PPPにおいて政府部門と特定の民間主体との関係を特別に制度を設けて公式化する場合において、この二面性に直面せざるをえない可能性があると考えられる。

### 2. 今後の課題

第1に、本研究では制度による規定の在り方にいくつかのパターンが生じていることを



明らかにしたものの、各パターンがなぜ生じているのかは検討できていない。あるパターンが生じる理由には、地方自治体の規模だけではなく、地方自治体とＪリーグクラブとのPPPの構築の歴史やその関係の変化など様々な要素が関係すると考えられる。そのため、特定のパターンに関する理解を深めるためには、事例を選定して詳細な分析を行うことが必要であると考えられる。

第２に、本研究は地方自治体とＪリーグクラブのPPPのガバナンスを地方自治体の視点から検討したものの、パートナーの相手方であるＪリーグクラブの視点からの検討はなされていない。地方自治体とＪリーグクラブのPPPが共通の公共目的や相互の目的の実現に向けた関係であることを踏まえると、これらの目的の実現に向けたPPPのガバナンスをＪリーグクラブはどのように行っているのかを検討することが必要である。そして、両者の視点を総合することにより、地方スポーツ政策における地方自治体とＪリーグクラブのPPPのガバナンスを総合的に議論することが可能になると考えられる。

## 注

- 1) 官民パートナーシップとは、Linder and Rosenau (2000, p.5) によると、「政策の機能を実現するための、政府組織、営利企業及び非営利組織間の協力的な関係の形成」と定義される。また、Klijn and Teisman (2000, p.85) は、官民パートナーシップを「ある程度継続性を持った、公的及び民間のアクター間のコミットメントであり、パートナーはともに産出物を生み出すとともに、その産出物に関連するリスク、コスト及び収入を共有する」と定義している。これらの定義を踏まえ、本研究では、官民パートナーシップを、「政府部門及び民間部門の２以上の組織間の、共通の目標を達成するための、公式化された、協力的で、ある程度の継続性のある関係」と定義する。
- 2) 政策ネットワークとは、Rhodes (1986, p.22) によると、「お互いの資源依存によって結びついており、その構造内における資源依存の裂け目によって他の一団や複合体と区別される組織の一団もしくは複合体」と定義される。また、風間 (2011, p.129) は、政策ネットワークを「ある政策領域において、アクターが官民の枠を超えて自主的に資源を持ち寄り、問題を解決していく関係性」と定義している。以上を踏まえ、本研究では、政策ネットワークを「官民の政策アクターが互いに資源を補完し合い、政策を形成したり、実施したりする関係性」と定義する。
- 3) ガバナンスについて、真山 (2002, p.918) は、ガバナンスを「公共空間に存在する諸問題の解決に向けて、政府（中央政府および地方政府を含むいわゆる government）、企業（民間営利部門の諸主体）、NPO、NGO 等（民間非営利部門の諸主体）のネットワーク（アクター間の相互依存関係）を構築し、それを維持・管理する活動（＝公共空間の協働管理）」と定義している。また、Kooiman (1993, p.2) は、ガバナンスを「社会的、政治的、行政的なアクターのガバニング活動から生まれるパターン」とであると定義している。また、ガバニングを、「社会的、政治的、行政的アクターが、社会を導き（guide）、舵取りし（steer）、制御し（control）、管理する（manage）ための目的を持った努力とみなされるすべての活動」と捉えている。以上を踏まえ、本研究では、ガバナンスを「ある政策をめぐる、政府部門及び民間部門の主体の相互関係のネットワークを、構築すること、維持管理すること、調整すること、舵取りすること」と定義する。

- 4) 本調査ではJリーグ3部に加盟するクラブは分析対象に含まれていない。
- 5) 特別な地位の認定とは、条例や要綱等によりJリーグクラブの役割を定める、Jリーグクラブへの支援の在り方を定める、地方自治体とJリーグクラブとの関係を定めるなどのことを指す。
- 6) ただし、本研究では、2021年9月30日までに回収された回答を含んでいる。
- 7) 制度の実態が明らかになった地方自治体の数は、2022年6月30日現在のものである。また、その数は公開されている資料より明らかになったものである。そのため、実際に存在しているものを全て把握できていない可能性がある。
- 8) 公開されている資料からは詳細が明らかにならなかったため、いずれのパターンにも分類していないものも存在する（表3で情報不足のため分類不可と表記）。

## 付記

本論文は、筑波大学博士論文「地方スポーツ政策における地方自治体とJリーグクラブの官民パートナーシップに関する研究」（本論文掲載時点で未公開）の第3章第2節を加筆修正したものである。

## 利益相反に関する開示情報

本論文に関して、開示すべき利益相反関連事項はない。

## 参考文献

- Geddes, M. (2005) Making Public Private Partnerships Work: Building Relationships and Understanding Cultures. Gower.
- ゴールドスミス・エッグース：城山英明・奥村裕一・高木総一郎監訳（2006）ネットワークによるガバナンス：公共セクターの新しいかたち。学陽書房。<Goldsmith, S. and Eggers, W.D. (2004) Governing by network: the new shape of the public sector. The Brookings Institution Press.>
- 菅文彦（2019）プロスポーツチームと自治体の公民連携の一側面：Jリーグクラブと自治体間の協定の事例。地域活性研究。10: 192-195.
- 風間規男（2011）公的ガバナンスと政策ネットワーク：複雑系理論を手がかりとして。新川達郎〔編著〕公的ガバナンスの動態研究：政府の作動様式の変容。ミネルヴァ書房。pp.113-148.
- Kennedy, S. and Rosentraub, M. (2000) Public-Private Partnerships, Professional Sports Teams, and the Protection of the Public's Interests. American review of public administration. 30(4): 436-459.
- Kickert, W.J.M. (1997) Public Governance in the Netherlands: An Alternative to Anglo-American 'Managerialism'. Public Administration. 75(4): 731-752.
- Klijin, E.H. and Teisman, G.R. (2000) Governing Public-Private Partnerships: Analysing and Managing the Processes and Institutional Characteristics of Public-Private Partnerships. In: S.P. Osborne (ed.) Public-Private Partnerships: Theory and Practice in International Perspective. Routledge, pp.84-102.

- Kooiman, J. (1993) *Modern Governance*. Sage.
- 日下知明 (2020) 地方自治体と J リーグクラブの間の官民パートナーシップの特徴に関する研究: 地方スポーツ推進計画の分析を中心として. *体育・スポーツ政策研究*. 29(1): 1-22.
- 日下知明 (2022) 政策をめぐる地方自治体と J リーグクラブの官民パートナーシップ形成の機能と課題. *学術研究紀要*. 60: 31-40.
- Linder, S.H. and Rosenau, P.V. (2000) Mapping the Terrain of the Public-Private Policy Partnerships. In: P.V. Rosenau (ed.) *Public-Private Policy Partnerships*. The MIT Press, pp.1-18.
- Lindsey, I. (2009) Collaboration in local sport services in England: issues emerging from case studies of two local authority areas. *International Journal of Sport Policy and Politics*. 1(1): 71-88.
- 松橋崇史 (2020) プロスポーツクラブの経営を支える地方自治体の制度設計とその波及効果: 広島東洋カープと楽天野球団のケーススタディ. *経営経理研究*. 117: 75-88.
- 真山達志 (2002) 地方分権の展開とローカル・ガバナンス. *同志社法學*. 54(3): 909-932.
- 真山達志 (2011) 地方分権時代におけるネットワークの設計と管理: 現代の自治体行政に求められる能力. *法学新報*. 118(3): 603-626.
- 真山達志 [編著] (2012) *ローカル・ガバメント論: 地方行政のルネサンス*. ミネルヴァ書房.
- 新川達郎 (2008) 公共性概念の再構築とローカルガバナンス. 白石克孝・新川達郎 [編] 参加と協働の地域公共政策開発システム. *ぎょうせい*. pp.3-53.
- 新川達郎 (2013) *ローカルガバナンスの再編と地域再生*. 新川達郎 [編] 京都の地域力再生と協働の実践. 法律文化社. pp.2-14.
- Rhodes, R.A.W. (1986) *The National World of Local Government*. Allen & Unwin.
- 佐藤正志・前田洋介 [編] (2017) *ローカル・ガバナンスと地域*. ナカニシヤ出版.
- 総務省 (online) 地方公共団体の区分 ([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/bunken/chihou-koukyoudantai\\_kubun.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/chihou-koukyoudantai_kubun.html), 参照日 2023 年 6 月 14 日).
- 総務省 (2022) 令和 4 年版地方財政白書.
- 総務省統計局 (2022) 統計でみる市区町村のすがた 2022.